

外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令案 新旧対象条文

○外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十六年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）

改正後

改正前

		<p>（別表中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等の入力事項等）</p> <p>第五条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 別表の七五から八一までの項の中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等に関する法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第一項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき又は記載されている事項が入力されたものとみなす。</p> <p>4 別表の八一及び八三の項の中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等に関して第一項の申請等を行う場合において、添付書面等が原届出受理証の写しであるときは、当該申請等を行う者は、光学式読取装置を用いて当該原届出受理証の写しに記載されている事項をファイルに記録した上で、これを送信することをもって、当該添付書面等の提出に代えることができる。</p> <p>別表（第三条関係）</p>	
七五	対内直接投資等に関する命令（昭和	第三条第十一項	
七四	「一」	「略」	法令
	七四	「略」	規定
		<p>（別表中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等の入力事項等）</p> <p>第五条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 別表の七五から七七までの項の中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等に関する法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第一項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき又は記載されている事項が入力されたものとみなす。</p> <p>4 別表の七七及び七九の項の中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等に関して第一項の申請等を行う場合において、添付書面等が原届出受理証の写しであるときは、当該申請等を行う者は、光学式読取装置を用いて当該原届出受理証の写しに記載されている事項をファイルに記録した上で、これを送信することをもって、当該添付書面等の提出に代えることができる。</p> <p>別表（第三条関係）</p>	
七五	対内直接投資等に関する命令（昭和	第三条第七項	
七四	「一」	「同上」	法令
	七四	「同上」	規定

七六	五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令 第一号)	第三条の三第一項
七七		第三条の四第一項
七八		第四条第六項
七九		第四条の四第一項
八〇		第四条の五第一項
八一		第五条第二項
八二		第六条の二
八三		第六条の三
八四		第七条第一項
八五		第七条第二項
八六		第七条第三項
八七		第七条第四項
八八		第七条第五項

  

七六	五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令 第一号)	第四条第四項
七七		第五条第二項
七八		第六条の二
七九		第六条の三
八〇		第七条第一項
八一		第七条第二項
八二		第七条第三項
八三		第七条第四項